短期入所生活介護サービス ／ 介護予防短期入所生活介護サービス　　重要事項説明書

社会福祉法人　大六福祉会
伊勢原ホーム／だいろく介護支援センター

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスおよび介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容を次の通り説明します。

１．経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　大六福祉会
（２）代表者氏名　　理事長　大 津 順 一
（３）法人所在地　　神奈川県伊勢原市子易１２５４－４
（４）電話番号　　０４６３－９３－５５２１
（５）設立年月日　　昭和５４年1月２９日

２．事業所概要

（１）種類　　短期入所生活介護事業所（平成１２年２月１日指定）
（２）名称　　だいろく介護支援センター ／ 伊勢原ホーム
（３）管理者氏名　　大津 一洋
（４）所在地　　神奈川県伊勢原市子易１２５４番地４
（５）電話番号　　０４６３－９３－５５２１
（６）開所年月日　　昭和５４年７月１日
（７）利用定員　　１６名（※伊勢原ホームは空床利用）
（８）指定番号　　神奈川県　第１４７４０００７０号 ／ 第１４７４０００９９７号
（９）運営方針　　尊厳・自立・愛 を基本理念とし、個を尊重し、自立に向かいその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことが出来るよう支援し、思いやり・優しさ・温もりのある豊かな暮らしが送れるよう、家族とともに支え合っていく施設サービス、居宅サービスを提供いたします。

（１０）営業日および営業時間

営業日	年中無休
電話対応	月～金　９：００～１７：００（土日祝及び緊急対応の場合を除く）

（１１）居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備　　考
ユニット型個室	５３室	※伊勢原ホーム
従来型個室	４室	※だいろく介護支援センター
２人部屋	２２室	※だいろく介護支援センター
食　堂	６室	
機能訓練室	１室	【主な設備機器】 歩行訓練用平行棒・階段・温治癒機・タッチボード等
浴　室	３室	臥床式浴槽２・椅子式浴槽２・一般浴槽２
医　務　室	１室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設設備です。

３．職員の配置状況（伊勢原ホーム職員配置を含む）

当事業所では、指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、次の職員を配置しています。

（１）主な職員の配置状況

職種	常勤換算	指定基準	備考
管理者	１名	１名	設備管理、法令遵守
介護職員	４１名	３１名	日常生活上の介護、健康保持の生活支援
生活相談員	１名	１名	日常生活や健康保持のための相談
看護職員	３名	３名	健康管理、療養上の世話
機能訓練指導員	１名	１名	運動療法の実施による身体機能維持
介護支援専門員	１名	１名	
嘱託医	内科医　１名	必要数	健康管理および療養上の相談
管理栄養士	２名	１名	献立作成、栄養管理

※職員の配置については、指定基準を尊守しています。

（２）主な職種の勤務形態

職種	勤務体制
嘱託医（内科）	毎週水曜日　１３：３０～１６：３０
介護職員	標準的な時間帯における最低人員 早朝　　７：３０～　９：００　　１０名 日中　　９：００～１８：００　　１５名 夜間　１８：００～　７：３０　　５名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 ９：００～１８：００　　１名
機能訓練指導員	８：３０～１７：３０　　１名

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）介護保険給付の対象となるサービス

①入浴　　身体状況に応じた方法での入浴または清拭を行います。

②排泄　　排泄の自立を促すため、身体機能を活かした援助を行います。

③機能訓練　心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持または減退を防止するための日常動作訓練を実施します。

④その他日常生活上の支援

食事、離床、起床・就寝時の着替え、整容、清潔保持等について、利用者の状態に応じた援助を行います。

（２）サービス利用料金>

別紙「サービス利用料金表」に定める通りです。要介護度・要支援区分、負担割合、算定する加算等に応じた料金から介護保険給付額を差し引いた額を負担いただきます。制度改正・報酬改定等に応じ、料金表を更新します。

要介護認定等の申請中で認定結果が確定していない場合は、適用法令及び保険給付の取扱いに従って請求・精算方法を説明します。現行文書の「自立と判断された場合は要支援１相当の利用料」との記載は、現行制度との適合性を確認し、確認が取れるまで確定版に使用しないでください。

償還払いとなる場合は、保険給付の申請に必要な事項を記載したサービス提供証明書等を交付します。介護保険給付額に変更があった場合は、関係法令に基づき利用者負担額を変更します。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

次の費用は、別紙「サービス利用料金表」および関係法令に基づき負担いただきます。

①食費・居住費

管理栄養士等が作成する献立により、栄養、心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援します。

食事時間は、朝食７：３０～、昼食１１：３０～、夕食１７：３０～を基本とします。

②レクリエーション・クラブ活動

希望により参加できます。材料費等が発生する場合は、実費分を負担いただきます。

③複写物の交付
記録等は法令及び個人情報保護規程に従って閲覧できます。複写物について印刷代等の実費負担いただくことで作成・交付します。
④日常生活品
事業所が調達して提供する物品のうち、利用者負担が適当なものは、事前説明の上、実費負担いただきます。
⑤その他
利用中の理容、通常の送迎地域を越える送迎対応等について、別紙「サービス利用料金表」に定める金額あるいは実費負担にてご利用いただけるものがあります。

（4）利用者負担金の支払い方法
利用者負担金は別紙「サービス利用料金表」に記載した金額です。利用者が指定する金融機関口座からの引落し、または当法人指定口座への振込みとし、振込手数料は利用者負担となります。
介護保険外のサービスや支給限度額を超える場合は、制度上の取扱いに従い、事前に内容・費用を説明し、必要な同意を得ます。

（5）利用の中止、変更、追加および取消料
利用の中止、変更又は追加を希望する場合は事業所に申し出てください。事業所の稼働状況等により希望日に提供できない場合は、利用可能な日程を提示し協議します。
利用を中止される場合は、利用予定日の前日１７時までに申し出をしてください。
上記の時間以降における中止の申し出は、取り消し料を頂戴いたします。

利用予定日の前日１７：００までの利用取り消し	無料
上記、時間以降での利用取り消し	一千円

利用中の体調不良、入院、感染症、災害等の事情により利用中止する場合、既に提供したサービスの利用料金は発生します。

５．サービス利用上の留意事項
（1）体調変化、服薬、食事制限、アレルギー、感染症その他安全なサービス提供に必要な事項は、事前に事業所へお知らせください。
（2）貴重品・持ち込み品は利用者及び家族等の責任で管理してください。危険物、他の利用者の安全や施設運営に支障を及ぼす物品等は、持込みを制限する場合があります。不明な場合は事前に職員へご相談ください。
（3）写真撮影、動画撮影、音声録音および SNS 等への投稿・掲載について
他の利用者・職員のプライバシー及び個人情報を保護するため、本人の同意や施設の許可なく、他の利用者・職員が特定される撮影・録音・投稿等を行わないでください。正当な相談・申出や権利行使を妨げる趣旨ではありません。
（4）面会、外出、連絡方法、その他の利用上のルールは、施設が定める案内および説明に従ってください。感染症の流行、災害等により、一時的に方法や条件を変更する場合があります。
（5）職員等への迷惑行為（カスタマーハラスメント）防止について
ご契約者およびご家族等からの意見・要望・苦情を誠実に受け止め、サービスの質の向上に努めます。職員が安心して質の高い介護サービスを提供できる環境を維持するため、ご契約者およびご家族等による職員へのカスタマーハラスメント（暴言、暴力、威迫、理不尽・過度な要求、セクシャルハラスメント等）を行わないようお願いいたします。
万一、これらの行為により業務の遂行に重大な支障が生じた場合、または信頼関係が損なわれたと認められる場合には、警察等の関係機関へ相談・通報を行うとともに、サービスの提供を中断し、本契約を解除する場合があります。
なお、認知症、障害、疾病その他の心身の状態に関連して言動上の課題が生じている可能性がある場合は、その背景や必要な支援を確認し、利用者の尊厳に配慮して対応します。行為の内容のみをもって直ちにハラスメント又は契約解除の対象と判断するものではありません。
（6）職員への贈り物や飲食等のもてなしについては、公平なサービス提供及び適切な関係を保つため、ご遠慮いただいております。

６．秘密保持および個人情報の取扱い

職員は業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報・秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は職員の退職後も同様です。

また、サービス提供、緊急時対応、事故対応、居宅介護支援事業者・医療機関・行政機関等との連携に必要な範囲で個人情報を利用・共有する場合は、法令及び法人の個人情報保護規程に従い、必要な同意その他適切な手続を行います。個人情報を適切に管理し、漏えい等の防止に努めます。

７．事故発生時・緊急時の対応

サービス利用中に事故が発生した場合、ご利用者の安全確保と必要な応急措置を行い、ご家族等および関係機関に速やかに連絡します。事故の状況・対応内容等を記録し、再発防止策を講じます。事業所の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、関係法令及び契約に従って対応します。

体調急変等の緊急時には、利用者の状態に応じて医療機関への連絡・受診等を行い、届け出られた緊急連絡先等に連絡します。連絡先等に変更があった場合は速やかにお知らせください。

８．虐待防止・身体拘束等の適正化、感染症等への対応

ご利用者の尊厳と権利を守り、虐待の発生又は再発を防止するため、必要な体制整備、職員研修、相談報告等を行います。虐待が疑われる事実を把握した場合は、関係法令に従って対応します。

身体拘束その他行動を制限する行為は、ご利用者または他のご利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行いません。やむを得ず実施する場合は、必要な要件を確認し、対応・時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録し、適正化に必要な措置を講じます。

感染症・食中毒の予防及びまん延防止、業務継続計画（感染症・災害等に備える計画）、非常災害への備えについて、関係法令及び事業所の計画・指針に基づき体制を整備します。感染症流行や災害等の際は、ご利用者の安全確保を優先し、面会・利用方法等を変更する場合があります。

９．相談窓口、苦情対応

ご利用における相談や苦情は、直接に設置した苦情受付の要望箱でも受け付けております。
ご契約者およびご家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

お客様からの 相談苦情窓口	担当	短期入所生活介護相談員
	住所	伊勢原市子易１２５４番地４
	電話番号	０４６３－９３－５５２１（月～金／９：００～１７：００）

伊勢原市役所 長寿介護課	担当	介護保険担当
	住所	伊勢原市田中３４８番地
	電話番号	０４６３－９４－４７１１（月～金／８：３０～１７：００）

神奈川県国民健康保険団体連合会 （国保連）	窓口	介護保険課 介護苦情相談係
	住所	横浜市西区楠町２７番地１
	電話番号	０４５－３２９－３４４７
	受付時間	８：３０～１７：１５（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

１０．迷惑行為・ハラスメント行為の防止について

職員が安心して質の高い介護サービスを提供できる環境を維持するため、ご契約者およびご家族等による職員へのカスタマーハラスメント（暴言、暴力、威迫、理不尽・過度な要求、セクシャルハラスメント等）を行わないようお願いいたします。

万一、これらの行為により業務の遂行に重大な支障が生じた場合、または信頼関係が損なわれたと認められる場合には、警察等の関係機関へ相談・通報を行うとともに、サービスの提供を中断し、本契約を解除する場合があります。

なお、認知症、障害、疾病その他の心身の状態に関連して言動上の課題が生じている可能性がある場合は、その背景や必要な支援を確認し、利用者の尊厳に配慮して対応します。また、正当な苦情・相談・要望を申し出たことのみを理由に不利益な取扱いをすることはありません。

以上の通り、短期入所生活介護サービスおよび重要事項について説明を行いました。本書面はご契約者および事業者が各１部ずつ保有します。

【説明確認欄】
短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき説明を行ないました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　伊勢原ホーム／だいろく介護支援センター

説明者　　相談員　　岡田　智実　　印

短期入所生活介護サービスの利用に際し、本書面に基づき説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

契約者　住所　伊勢原市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人または立会人　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印